

消費税軽減税率制度のシステム対応について

2019年4月26日

日本百貨店協会

消費税軽減税率制度のシステム対応については、「区分記載請求書等保存方式：2019年10月予定」の実施を念頭に、下記の対応を行うこととする。

なお、「適格請求書等保存方式（インボイス制度）：2023年10月予定）」については、今後も継続検討を行い、その対応方法については、改めて案内することとする。

1. 百貨店統一伝票（統一伝票A様式）の扱いについて

- ①伝票の様式、規格は変更せず、税率ごとに伝票を区分することとする。
- ②「軽減税率対象品目」については、取引先と協議の上、統一伝票B欄又は、C欄に、「ケイケンゼイリツ」と印字することとする。【推奨】
- ③「標準税率対象品目」については、特段の記載を行わない。

仕入伝票 百貨店タイプOCR標準書 買取

仕入店	店別	店名	品別番号	取引先名					
取引数量	A	品名	納品数量	標準単価	標準金額	売価単価	売価金額	取引	引合
		1							
		2							
		3							
		4							
		5							
B		ケイケンゼイリツ		合計		合計		合計	
納品場所		店法場所		日付	年	月	日	受領印	

仕入伝票 1 買取

仕入店	店別	店名	品別番号	取引先名					
取引数量	A	品名	納品数量	標準単価	標準金額	売価単価	売価金額	取引	引合
		3810	24.21	1907	4647	3062	1529	2667	3098
		2							
		3							
		4							
		5							
		6							
B		ケイケンゼイリツ		合計		合計		合計	
納品場所		店法場所		日付	年	月	日	受領印	

2. 仕入税額控除に必要な記載事項について

「区分記載請求書等保存方式」では、仕入税額控除のため、請求書や納品書等（伝票含む）に、下記の項目（ は新規項目）の記載が必要とされている。

- 発行者の氏名、名称
- 受領者の氏名、名称
- 取引年月日
- 取引内容
- 軽減税率対象品目である旨の記載
- 税率ごとに合計した対価の額（税込）
又は、税率ごとに合計した対価の額（税抜）＋税率ごとの消費税額

なお、記載事項については、請求書や請求メッセージ等の単体で満たす必要はなく、複数の書類や、データを併せて満たすことが認められている。

3. 流通BMS（百貨店版）のメッセージ変更について

「区分記載請求書等保存方式」実施時の、流通BMS（百貨店版）メッセージの変更については、その開発コストや、修正期間を勘案した結果、今回は、メッセージの追加や、項目の変更は行わず、不足する情報については、別途、その他の書類又はデータにより補足することとする。

なお、「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」実施時については、今後、修正内容についての検討を行い、改めて連絡することとする。

4. 買掛支払メッセージ（百協フォーマット）の修正について

買掛支払メッセージ（百協フォーマット）は、固定長（128バイト）で作成されており、必要項目の追加エリアを確保できないことから、メッセージの修正は行わないこととする。そのため、本メッセージ単体では、仕入税額控除としての利用は出来ないが、上記「2. 仕入れ税額控除に必要な記載事項について」にあるように、必要事項について、他の書類やデータを併せて用いることで利用は可能となる。

以 上